

事 務 連 絡
令和8年3月30日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）

平素から、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

産後ケア事業における重大事故等については、

- ・ 乳児等の重大事故の場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付こ成安第44号・6教参学第51号）及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和7年3月21日付こ成安第45号・6教参学第52号）
- ・ 母親のみの重大事故の場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）

により、こども家庭庁に報告を行っていただくよう依頼しているところです。

今般、別添1の「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号）及び別添2の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号）が改正されたため、令和8年4月1日以降に、産後ケア事業において乳児等に重大な事故等が発生した際には、これらの通知に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いいたします。

ただし、産後ケア事業において母親のみに重大な事故等が発生した際には、別添3の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いします。

また、産後ケア事業の委託を行っている場合は、委託先の事業者に対して本事務連絡の内容を周知いただくとともに、当該報告に係る事務について委託契約に盛り込んでいただくなど、引き続き、適切な報告体制の確保をお願いします。

なお、本事務連絡は令和8年4月1日から運用するので、本事務連絡の運用に伴い、旧事務連絡を廃止します。

- 別添 1 「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 8 年 3 月
30 日付こ成安第 45 号・7 教参学第 52 号）
- 別添 2 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検
証について」（令和 8 年 3 月 30 日付こ成安第 46 号・7 教参学第 53 号）
- 別添 3 産後ケア事業事故等発生時報告様式

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係

TEL : 03-6862-0413

E-mail : boshihoken.kakari@cfa.go.jp